

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第9回定例会)

開会 令和6年12月12日(木)

閉会 令和6年12月12日(木)

午前9時02分

午前9時54分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員

教育長 藤岡 謙一
委員 長岡 雅美
委員 藤原 唯人
委員 橋本 祐子

欠席委員

委員 山本 幸夫

会議に出席
した職員

職

氏 名

職

氏 名

教育次長 藤井 和重
教育次長 漁 修生
教育総括室長 薩美 征夫
参与(人事担当) 柏木 弘至
学校支援部長 岡崎 州祐
学校教育部長 秦 淳也
教育総務課長 伊藤 昭夫
地域学校協働課長 岡田 良一
学校保健安全課長 小濱 宏

署 名

教育長

委員

付 議 案 件

<議 題>

(審)議案第45号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]

(審)議案第46号 学校給食費請求事件の訴え提起に関する意見決定の件 [学校給食課]

<一般報告>

一般報告① 児童生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

1 名

藤岡教育長	ただいまより、令和6年度 第9回 教育委員会定例会を開催します。 本日は、山本委員より欠席の届出を受けております。 議事録署名委員には、橋本委員を指名します。 7月臨時会、9月定例会について、議事録の承認を行います。 議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議がないようですので、承認することとします。 なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。 ここで、各委員に確認します。 本日は傍聴希望者が1名おられます。 会議は公開が原則ですが、議案第46号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていません。また、一般報告①は公開により率直な意見交換がなくなるおそれ等があるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議がないようですので、非公開とします。 審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。 では、初めに教育長報告として、私から報告します。 本日は、不登校と部活動について、定例のご報告をさせていただきたいと思っております。まとめてご説明をさせていただきます。 不登校につきましては、本年10月末に全国の集計データが公表されております。それと西宮市との状況を比較したグラフを作成いたしましたので、それを基に、西宮市の特徴をご説明いたします。また何かお気づきの点やご意見があれば、この後、ぜひいただければと思います。 では、早速ですが、スライドの3枚目からです。 令和4年度と令和5年度の全国と西宮市の長期欠席の状況を比較したグラフです。経済的な状況については全国も西宮も0%なので、グラフには入れておりません。

特徴といたしまして、全国と差があるものに赤い丸で枠をつけております。

令和4年度と同様に、小学校におきましては「その他」の率が高いということがございます。一部インターナショナルスクールのような学校に通っている児童もいるのですが、大体0.2%強ぐらいのため、「その他」の率としてはそれを差し引いたとしても多いのかなと思っております。

ちなみに、「その他」の例は右下に書いてありますが、保護者の教育への考えや登校への無理解、あと家族の介護があります。下を見ますと外国での長期滞在や連絡先が不明ということなのですが、基本的には保護者の考えだったり無理解だったり、家庭の状況が理由になると考えております。

あと、令和4年度と令和5年度を比較して、「病気」の率が上がっております。全国も西宮もそうです。これは病院に行ききちんと診断を受けようという意識が高まってきているということもあるかと思っており、病気で診断を受けているということはとてもいいことだと思っております。そういう意味で、西宮は全国と比べても病院に行っている子供たちが多いのかなと思いますので、これ自体はいいことだと思っております。

続いて、中学校について、同じく赤い丸で若干違うところを書いてありますが、真ん中の「不登校」は、令和4年度と令和5年度を比較すると、全国との差がなくなっています。ただ一方で、「不登校」が若干高いのは変わらないということですし、西宮の特徴といたしまして、小学校と同じですが、「病気」の率や「その他」の率が若干高いということがあります。長期欠席という全体で捉えれば、全国と比べても西宮は高い状況にあると考えられます。

続いて、欠席日数別の人数ですね。右側が西宮、左側が全国ですけれども、学年が上がるにつれ増えています。特に中学校を見ると、灰色の部分の90日以上欠席の割合が西宮は高いということが見てとれます。特に中学生におきましては、全国に比べると、長期間欠席している子供の率が高いと考えることができると思います。先ほど不登校自体の率は全国と大差がないということでしたが、欠席日数で見ると西宮は長く欠席している中学生が多いと考えております。

続いてですが、全国の4年間の不登校の数字ですね。全国でも年々増加しているということで、令和2年と令和5年を比較したときにどれぐらいの倍率になっているのかということを、上に何倍という形で記載させていただいております。大体2倍前後ぐらいになってきているということです。

次のスライドにいきますと、ちょっと比較が別スライドで見にくいかもしれませんが、西宮市で同様のものを作りました。もともとの母数が大きくないため、若

千大きく出ている部分はあると思いますけれども、全国と比べますと西宮は小1、小2、いわゆる小学校低学年での増加が大きいという状況がございます。

一方で、中学生は全国ですと1.7倍ぐらいになっていますが、西宮は中1から中3ぐらいまでは大体1.4倍ぐらいですので、西宮についてはもともと高かったということが言えると思います。

続いてのページですが、不登校児童生徒について把握した事実です。

これは小学校です。全国と西宮を比較したグラフですけれども、青色で若干色をつけているのは西宮のほうが高いもの、黄色で色づけしているのは西宮のほうが高いものです。ただ、これはあくまでも学校が捉えている理由ですので、児童生徒本人や保護者から聞いている理由ではありません。あくまでも学校が捉えている理由ということでご理解いただければと思います。本人に聞けば違う理由が出てくる可能性も当然あり得るということです。

一応先生方、学校の捉えとしましては、西宮が「友人関係」や、あと右側の「特別な教育的支援」、「個別の配慮」が必要ということから不登校になっている子が多いという状況ですが、逆に、「学業の不振」や「親子の関わり方」など、いわゆる家庭環境は全国に比べれば低いということが言えると思います。ですので、勉強や親子の関係、家庭環境で不登校になっている子たちが比較的少ない一方で、友人関係とかで不登校になっていると捉えられている子が比較的多いという状況があります。

もう一つ、今度は中学校です。中学校につきましては小学校と若干傾向が異なります。先ほどと同じく青と黄色で色分けしておりますけれども、西宮のほうが高いものにつきましては、例えば「入学、進級時の不適応」ということです。中学校入学時、または2年生や3年生に上がるときということになります。あと、「生活リズムの不調」が若干多いということが上げられます。

一方で、低いものにつきましては、ここは小学校と同じですが、「学業の不振」というのは比較的少ない状況になります。あと、右側のほうに「やる気が出ない」ということ、これも低いということがあります。

「やる気が出ない」については、私個人の捉えとしまして、基本的にこれは結果なのかなと。原因というよりも、例えば勉強ができないとか、もしくは友人関係がうまくいかなくて、なかなか学校生活にやる気が出なくなっているという、ある意味その表れなのかとも思いますので、西宮の子の「やる気が出ない」という項目が低いということは、私としては、学校の先生方が丁寧に子供たちの様子を捉えて、きちんと何が原因なのだろうということを把握しようと努めていらっしゃる

やる結果の表れなのかなと思っておりまして、ここが低いことということとはとてもいいことだと思っております。

全国と比較すると西宮の特徴というの若干なりとも見えてくるのかなと思いました。

特に最後のグラフですが、指導の結果はどうなったのかということで、あまり傾向は変わらないですが、小学校も中学校も、西宮は指導の結果、登校につながった子の率が若干低いということがあります。小学校であれば約3%ぐらい、中学校であれば4%強ぐらい、登校につながった率というのが少ない。裏を返せば、引き続き不登校の状態にある子が多いという結果になっております。

続いて、部活動について、現状のご報告をしたいと思っております。

部活動改革の背景につきましては、生徒数が減少したり、指導する教員の減少があつて、なかなか部活動というものが持続可能ではない状況になってきているということです。

また、これも以前ご説明はしたかと思いますが、部活動改革の背景といたしまして、教員の意識についてのアンケート調査を行った結果でございます。休日の地域クラブ活動については、令和8年度の夏をめどに移行させることはもう既に表明しているところですが、各先生方に休日の地域クラブ活動、地域移行後も例えば地域クラブ、地域の団体で指導をするつもりはあるのかどうか、そういう希望があるのかということ进行调查したのですが、指導に関わりたいと、ある意味無条件でこういうことを考えておられる方は57名、ただ、実際に自分の勤務校から異動したらやめますというふうにおっしゃっているのがその内6名おります。大体51名ぐらいの方は、どういう条件でもそういう指導に関わりたいとおっしゃっていただいているのかなと思っております。

残りですけれども、126名の方が条件によっては指導に関わってもよいということで、例えば活動時間であるとか、謝金の額であるとか、そういったものがどういう条件になるのかによって、指導に関わってもよいというふうにお考えであると。トータルでいきますと大体200名弱ぐらいですので、西宮に義務教育学校を含めて中学校は20校ありますので、1校当たり10名弱ということになります。

これを多いと見るのか少ないと見るのかですが、全国でもいろんな自治体でこのような調査を行っていますが、大体似たような傾向です。2割から多くても3割弱ぐらいの先生が指導を希望していて、残りの方は基本的に希望していないという傾向が多いかと思っておりますので、西宮としてもほぼ同様の結果なのかなと思ってお

ります。

部活動改革の背景としまして、課題と方向性ですが、資料に書いてあるとおりです。先ほど申し上げましたように、従来の学校単位による運営が困難になってきているということや、先生方も中にはやはり専門性がない、経験がなかったり、様々な事情であまり希望していない先生でも、顧問を務めていただいていたということですが、こういった指導体制というものは、やはり先生の働き方改革を進める中でも難しい状況になってきているのかと思っております。そのために地域移行を進めて、学校と地域と社会が連携して、子供たちのためにスポーツや文化芸術に親しめる環境をつくっていく必要があるということです。

あと、どういう活動を目指すのかということですが、一番上はまさに文教住宅都市にふさわしい環境をつくっていくと。2番目の丸が様々な活動ですね。一生懸命やりたいと思う子もいれば、友達と楽しむ、そういった活動をしたいと思う子、いろいろあります。多様な活動、そして子供だけではなくて、いろいろな大人の世代、また、中学生からしてみれば下の小学生の世代などとの豊かな交流とか、あと様々な事情、例えば苦手認識を持っているであるとか、障害があるとか、そういった様々な事情から、なかなか学校部活動に入りにくかった生徒も参加しやすい活動を充実させていくということで新しい価値を創造していく必要があるだろうと思っております。

あともう一つは、当然中学校の生徒だけではなくて、地域住民の全体にとって、地域のスポーツ・文化芸術活動が振興する契機となって、世代を問わず生涯を通じて運動習慣づくりであったり文化芸術に親しむという環境をつくっていくということが、最終の目的なんだと思っております。以前、長岡委員からもご指摘があったように、やはり小さいとき、幼児期とか本当に小学生の小さいときからスポーツに親しむということが非常に大事であるというご指摘もいただいておりますので、本当に小さい子から大人、高齢者まで親しめるような環境をつくっていくことが大切なんだと思っております。

西宮の地域クラブ活動に愛称をつくりました。いろんな自治体で愛称をつくっていたりしており、なかなか地域クラブ活動という表現が若干長いというのがありますので、西宮市では、そこに書いてあるとおり、「プレイ」、楽しんだりやってみたいということをコンセプトに、幅広い世代が自ら楽しんでいるということで、「プレイにしのみや」の略として「プレみや」という愛称をつくって周知広報に努めたいなというふうに思っております。

この右側にあるオレンジ色のものなんですけれども、これは各学校などに配布し

て掲示していただいているポスターでございます。

具体的にどういう活動になるのかということについてのスライドはこちら、次のページになります。先ほどから申し上げているように、様々な地域で多様なニーズで、広域また多数の活動を楽しんでいくというようなものをイメージしております。今までのように、例えば自分の学校に希望する部活がないと、それはもうやることができないとか、あとは、文化芸術もやりたいし、スポーツもやってみたいというような子も当然いるわけですが、そういう子にとっては、やはり両立が現状としてはなかなか難しい状況があったと。そういう中で子供たちが自分のやりたい活動を、特にやりたい時間帯でできるような活動を選んで両立をしたりとか、そういったことも可能にしていければと思っております。

次のページですけれども、部活動と地域クラブ活動「プレミヤ」の違いということで、それはもう書いてあるとおりでございます。基本的には学校単位のものから、地域単位、市単位ということで、子供たち自身が自分の希望する活動を選んでいくということでございます。その際には、当然ながら主体については地域クラブということになりますし、活動場所としては、今までは中学校の施設だけということでしたけれども、もちろん中学校の施設も使いながら、団体によっては民間の施設なども使っていくということになります。

また、費用負担につきましては、今までは先生方が指導するというもので、いわゆる指導料というものは取られていなかったわけですが、やはり今後は指導料に当たるような会費というものも保護者の方からご負担をいただくということになっていくと考えております。

今後の予定でございますが、既にこれはお示しをしているものなんですけれども、一部付け加えたところがございます。中学校部活動につきまして、一番上の矢印ですが、令和8年2026年8月末まで中学校の部活動があつて、その後、9月をめぐりに地域クラブ活動「プレミヤ」が始まるということを考えておりますが、令和7年の夏ぐらいをめぐりに一部先行実施で進めていきたいと考えております。

平日の終了時期については、前回もお話ししましたが、時期を分けるのか、休日と同時にするかについては、現在検討を進めているところでございます。

最後のページでございますが、推進体制ということで、これも以前お示したものとあまり大きく変わりはありませんが、先ほど申し上げましたように、団体の登録ですね。実際子供たちも含めた地域でスポーツや文化芸術活動を行う団体につきまして、来年の1月中ぐらいをめぐりに第1次の団体登録を開始したいと思っております。恐らく既存の団体が多くなるのかなと考えておりますけれども、そ

	ういった団体にまずは手を挙げていただいて、第1次登録をしていた団体においては、先ほど申し上げたように、令和7年度から先行実施という形で行っていただくということを考えております。 そのうちの一部の団体につきましては、ご希望があれば国の実証事業にも手を挙げていただいて、幾ばくかのお金を出すこともできますので、運営の支援もしながら国の実証事業に協力をしていただいて、そこでの成果を西宮市内の他の団体、他の活動にも広げていっていただくようなことを考えていきたいと思っております。 令和7年度中には第2次団体登録、第3次団体登録などを進めていって、令和8年度の夏以降、9月以降から本格的に地域クラブ活動である「プレミヤ」を開始していただくというふうに考えております。 私からは以上です。 何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。 藤原委員。
藤原委員	ご報告ありがとうございます。 不登校について、3ページ目のスライドで、西宮市の傾向として「その他」が多いというご報告をいただいたんですけども、「その他」と「不登校」というのは、これは別概念ですか。
藤岡教育長	一応分けています。
藤原委員	分けているんですね。だから、その後に出てくる不登校の内訳というのは「その他」以外のものですよね。
藤岡教育長	そうです。「その他」や「病気」は入っていません。
藤原委員	分かりました。 「その他」というのは、もう少し具体的に言うと、保護者の教育への考えというところはどういったものになるのでしょうか。
藤岡教育長	正直それはいろいろなケースがありまして、先ほど申し上げたように、いわゆるインターナショナルスクールのような学校に通わせているので、小学校なり中学

	校には行きませんというのも一つあります。大体割合としては把握している人数から考えると、0.2%強ぐらいなのかなと。でも、それだけでは説明し切れない。これも卵が先か鶏が先かみたいな議論なんですけれども、例えば子供がちょっと学校に行きたくないなと思っている中で、保護者の方が無理して行かなくていいと、無理して行くぐらいだったら休んだほうがいいと仮にそういうふうに思われたら「その他」に分類される可能性がある。 ただ、これは学校の捉え方にもよるので、結局スタートは子供が行きたくないと言っているからなんだろうと捉えると「不登校」としてカウントすることもあるので、そこはやはり保護者や子供がどれぐらい強く主張されるのかによって、学校や担任の先生の捉えとして、これは自分の意思で行きたくないんだなというのか、むしろ家庭のご意見が強く行かないんだなというのか、正直なところ、結構区別が曖昧なところもあるんだろうとは思っています。
藤原委員	なるほど。じゃ、「その他」と「不登校」、「不登校」は子供の意思に基づくもので、「その他」は保護者の意向が強い、何かそういうざっくりした……
藤岡教育長	ざっくりするとそうなります。もちろんあとは、子供としてはどっちでもいいんだけど、保護者がむしろ、いやいや、もう学校には行かないでいいと言う家庭も中にはあるかと思います。
藤原委員	そう考えると、小学校のほうが中学校よりも「その他」が多いというのは一つ説明がつきますよね、保護者の意向がより反映されやすいという意味で。確かに「不登校」との差というのは、必ずグラデーションがあるでしょうね、分かりました。ありがとうございます。 あと「プレミヤ」、ありがとうございます。これはすばらしいネーミングだと思います。プレミアムとかけているんでしょうかね。すばらしいネーミングだと思います。 そういう形で、本当に従来我々がイメージしていた中学校部活動というのがなくなってしまうという、捉えようによってはすごくショッキングな話になるし、そういうふうに感じられる地域住民の方もいらっしゃるでしょうから、いや、もうこれは変わるんだと、西宮だけではなくて全国的に変わるものなんだということを速やかに皆さんに周知できたらと思っています。 以上です。

藤岡教育長	ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。本当に担当の方々が一生懸命頑張って、こういった愛称をつくってくれたりとか、ポスターやパンフレットを作ってくれたりとか、本当に頑張っていただいておりますので、しっかり周知していきたいと思います。 長岡委員。
長岡委員	ありがとうございました。 まず不登校のほうですけれども、小学校の1・2年生が多いということだったんですけれども、これは入学していきなり行けなくなったということなのか、既に就学前のところから、幼稚園や保育所にも足が向かない子がそもそも多いのか、もし何かデータがあれば教えていただけますか。
藤岡教育長	すみません、過去どうだったのかということは把握し切れていないです。小学生とか中学生の段階であれば、前年度どうだったのかというのはデータとして出ているので、小2については小1のときにどうだったのかということは把握できるんですが、小1に関してはそこまでは取れていないんじゃないかなという感じです。すみません、そこは確認をさせてください。 いずれにせよ小学校1年生に関しては、小1の段階でもしばらくは学校へ来ていたんだけど、途中で来なくなる子も当然おりますし、この4月の段階から欠席で、結局何も来られなくなっているような子も当然おります。 幼稚園や保育所とかでは若干登校渋りみたいなものも見られるという話は聞いたことがございますので、小学校に上がったから突然というよりも、就学前から若干そういう傾向が見られた子も中にはいるんだろうと思っております。
長岡委員	ありがとうございました。 もう一個、部活動のところですけども、第1次団体登録がもう3学期ぐらいから始めるということですが、ここでの審査というのはどんな要件を満たしていたら団体登録ができるのでしょうか。
藤岡教育長	今まさに団体登録に向けて様々なレギュレーションというのか、長岡委員がおっしゃっていただいたような、どういう要件を具備していなければいけないのかというのを整理しているところでございます。

	我々として考えているのは、当然ながらですけれども、指導者を確保し、活動場所を確保し、例えば会計とかの書類など、きちんと具備していただいてということを考えております。 具体的にどういう基準にしていくのかというのは、正直バランスも必要だなと思っております。あまり厳しくすると誰も手を挙げなくなってしまいますし、あまりにも緩くしてしまうと、質が担保できなくなってしまうので、当然ながらですけれども子供たちの安全・安心という、絶対に守らなければいけないところは具備しつつ、どこまで現状を踏まえたバランスで要件を考えるのかというのはしっかりと考えていきたいと思っております。
長岡委員	ありがとうございました。
藤岡教育長	橋本委員。
橋本委員	ありがとうございます。スライド番号8と9で、不登校児童生徒について把握した事実、小学校、中学校、全国と比較してくださって、とても分かりやすく示してくださってありがとうございます。 小学校のほうのブルーで囲まれている右端の「特別な教育的支援」と「個別の配慮」について、これは、不登校の原因になるような特別な教育的支援、個別の配慮というのは多様なケースがあると思うんですけれども、こういったケースがあるのか教えていただいてよろしいでしょうか。
藤岡教育長	「特別な教育的支援」というものは、基本的には障害がある、もしくは診断を受けていなくてもその可能性があるという子です。「個別の配慮」というのは、障害とまではいかないまでも、調査上は、その子の特性ということから個別の配慮が必要な子ということになっております。ですので、例えば、まさに発達障害などでなかなか集団活動になじめない子であるとか、認知の問題とか様々な特性の問題から、なかなか学校生活や授業になじめない子、そういった事情がある子だと思っております。先ほどもおっしゃったように、本当に様々なケースがあり得ると思っております。
橋本委員	そういう配慮は、様々なケースがあるだけに、支援が本当にきめ細やかにされないといけないのかなと思います。社会的な問題がある人と、さっきおっしゃった

藤岡教育長	認知の問題ですね。やはり学習意欲があるにもかかわらず通えないという子たちにどう配慮して、どう支援・対応していくかというところがすごく重要なと思うんですけども。 おっしゃるとおりでして、そういう子たちでもやはり学べるような環境というものをつくっていくことがすごく大切なことなのかなと思っております。 一方で、やはりなかなか学校の先生方は40人弱の子供たちを相手にしている中で、どこまで個々の子供たちに丁寧に対応できるのかという、それをあまり求め過ぎるということもなかなか現実的には難しい部分もあるのかなと思いますので、体制面であるとかそういったことも含めて、こういった子たちの受皿という学べる環境をつくっていくことはしっかりと考えていかなきゃいけないなと思っております。ほかによろしいですか。 ありがとうございました。では、また次回定例会でもご報告をさせていただきたいと思っております。 では、これより審議に入ります。 議案第45号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題といたします。 地域学校協働課長。
地域学校協働課長	議案第45号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。 今回新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。 また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申出によるものです。 新たに任命する委員の任期は、令和6年12月13日から令和8年3月31日までとなります。 また、解任の対象となる委員の解任日は令和6年12月12日となります。 お手元資料の3ページには新たに任命する委員を、4ページには解任する委員を記載しております。 5ページ、6ページには、学校ごとの委員名簿となります。表の網かけ部分が今回新しく任命する委員の候補となります。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。

藤岡教育長	これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第45号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) では、ご異議がないようですので、可決することといたします。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここでご退出をお願いいたします。 (傍聴者退出)
藤岡教育長	では、再開いたします。 議案第46号「学校給食費請求事件の訴え提起に関する意見決定の件」を議題といたします。 人事担当参与。
参与（人事担当）	議案第46号「学校給食費請求事件の訴え提起に関する意見決定の件」についてご説明いたします。 本件は、令和6年8月7日第5回定例会の事務局との懇談会において、事前説明を行ったものの関連です。 1ページをご覧ください。 西宮市長が学校給食費請求事件の訴えを提起するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき事件について、別紙のように決定するものです。 2ページをご覧ください。 記載しておりますとおり、学校給食費請求事件の訴えの提起に関する意見として、異議なしとするものでございます。 3ページをご覧ください。 令和6年12月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。 まず、訴えの事件名は、学校給食費請求事件です。 2番の訴えの相手方は、1世帯2名です。

	3の訴えの趣旨は、相手方に対し学校給食費未納金と、これに対する遅延損害金の支払いを求めることとしています。 4、訴訟方法等についてです。控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任することとしています。 相手方は、子供3人分の平成26年度から令和5年度分までの合計49万8,372円の支払い義務がありました。しかしながら、それぞれの納付期限までに納付がなかったため、督促状を送付しましたが、相手方からの納付や連絡はありませんでした。 その後も電話での催告を継続したものの、電話がつながらず、平成30年に滞納整理を弁護士に依頼しましたが、連絡が取れない状態でした。 また、令和4年、5年、両年に納付勧奨及び納付方法の相談を弁護士に委託しましたが、架電しても応答がありませんでした。 その結果、相手方に対し滞納学校給食費等の支払いを求めて、令和6年9月13日に裁判所へ支払督促の申立てを行いました。 相手方は、同年10月3日に裁判所へ督促異議申立書を提出したため、同年10月18日に支払督促の申立てを取り下げ、学校給食費の支払いを求めて、地方自治法第96条第1項12号に基づき、訴えを提起するものです。 説明は以上です。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。 藤原委員。
藤原委員	訴え提起に至るケースとしては西宮市では初めてだと思うんですけども、近隣自治体でこういったケースがあったのでしょうかということと、あともう一点、結局なぜ払わないのかという理由は何も表明されないまま今に至っているのかという点を確認させてください。
藤岡教育長	人事担当参与。
参与（人事担当）	まず1点目の他市の状況についてですが、伊丹市で実際に行っておりまして、そちらの実績はこちらも参考にさせていただいたところです。

藤原委員	2点目については、やはり先ほど説明させていただきましたとおり、こちらから連絡しても全く電話に出ていただけず、弁護士等からも同様に連絡が取れないという状態でしたので、なぜ支払っていただけないのかといったところの理由については把握できておりません。 以上です。 ありがとうございます。 今回、訴えの事件名が学校給食費請求事件という名前で、裁判所においてこの事件名というのは公表されるんです。当事者名も公表されるので、あえてプレスを出さなくても、マスコミの中で日常的にそういうのを見て、おもしろそうな事件がないかというのを見ているんですよ。当事者に有名人とか大きな会社とかがあったら電話がかかってくるんですよ、これ何ですかと。なので、恐らく問合せがあると思います。評価が分かれる事件だと思いますので、ここまで本当に積み重ねで、もうやむを得ず訴訟提起に至ったというところはきちんとご説明をされるべきかなと思います。
藤岡教育長	藤原委員、ありがとうございます。 ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ採決をいたします。 議案第46号については、議案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、可決することといたします。 続きまして、一般報告①「児童生徒の状況について」を議題といたします。 学校保健安全課長、お願いいたします。 (非公開)
藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ一般報告①を終了いたします。 以上で、予定されていた議題は全て終わりました。

	これをもちまして、第9回 教育委員会定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。 (終了)
--	---